

岐阜市特定随意契約の公表に関する要綱

平成19年5月30日 決裁

平成20年3月28日 改正

平成25年3月29日 改正

平成28年3月25日 改正

平成29年3月31日 改正

平成30年3月16日 改正

令和2年3月26日 改正

令和3年3月29日 改正

令和7年3月31日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(名簿の作成)

第2条 次に掲げる特定随意契約の区分に応じ、当該各号に定める課の長（以下「事業担当課長」という。）は、特定随意契約対象者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、相手方となり得る事業者及び対象となる物品又は役務（以下「物品等」という。）を明記しなければならない。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設及び小規模作業所（障害者の地域社会における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を買い入れる契約及び障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約 福祉部障がい福祉課
- (2) シルバー人材センター連合及びシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約 経済部労働雇用課
- (3) 母子・父子福祉団体から、当該母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を受ける契約 子ども未来部子ども支援課
- (4) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（市長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を買い入れる契約又は当該施設から役務の提供を受ける契約 福祉部生活福祉三課
- (5) 岐阜市トライアル優良商品認定事業実施要領（令和7年3月27日決裁）に定める新商品等を買入れ、若しくは借り入れる契約又は役務の提供を受ける契約 経済部商工課

2 名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、事業担当課長は、名簿に登載した者からの届出により速やかに変更しなければならない。

(発注見通しの公表)

第3条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、契約を締結するまでに、特定随意契約の発注見通し及び契約締結の状況（様式）に必要事項を記入し、事業担当課長に提出しなければならない。

らない。年度の途中において新たに契約を締結しようとするときも、同様とする。

- 2 事業担当課長は、毎年度、前項の規定により提出された書類の内容を一覧にとりまとめ、行政部契約課長（以下「契約課長」という。）に提出しなければならない。
- 3 契約課長は、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号。以下「規則」という。）第29条の2第1号及び第2号の規定により、前項の規定により提出された一覧を契約締結までに閲覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。
 - (1) 契約課において閲覧に供する方法
 - (2) 契約課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法
(契約締結状況の公表)

第4条 特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに特定随意契約の発注見通し及び契約締結の状況（様式）に必要事項を記入し、事業担当課長に提出しなければならない。

- 2 事業担当課長は、前項の規定により提出された書類の内容を一覧にとりまとめ、契約課長に提出しなければならない。
- 3 契約課長は、規則第29条の2第3号の規定により、前項の規定により提出された一覧を閲覧に供しなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の閲覧について準用する。

（公表する期間）

第5条 第3条第3項及び前条第3項の規定による閲覧は、契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

施行日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、岐阜市特定随意契約の公表に関する要綱第2条第1号中「行う施設」とあるのは、「行う施設、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式（第3条、第4条関係）

年度 特定随意契約の発注見通し及び契約締結の状況

N o	物品又は役務の 名称	契約の内容	契約締結日（予定日） 及び履行期間	契約の相手方	契約金額	契約の相手方の 選定基準及び 決定方法	契約の相手方とした 理由	所管課	その他 （申請方法等）	契約 済み

※備考

- 1 「契約済み」の欄に○印が付されていないものについては、「契約締結日（予定日）及び履行期間」、「契約の相手方」、「契約金額」及び「契約の相手方の選定基準及び決定方法」の欄は、予定を記載してあります。
- 2 修正（見え消し）箇所は、発注見通しからの変更を示しています。